平成２３年（フ）第１８３２号
札幌市南区南沢５条４丁目６番23号
債務者　吉岡　秀恭
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８４７号
札幌市豊平区西岡２条４丁目10番18号
債務者　藤田　陽子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８５１号
札幌市西区西野10条６丁目２番１号　都ハウス15号
債務者　椎原眞知子（旧姓能崎）
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８６４号
札幌市中央区南18条西８丁目２番35号　ハラックス山鼻Ｃ302号
債務者　佐藤　　豪
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８８５号
北海道石狩市樽川３条３丁目55番地　コーポ静和Ｅ201号
債務者　藤田さより（旧姓横澤）
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９２６号
札幌市東区北42条東１丁目５番15号　マンション板垣202号
債務者　二上　俊雄
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９３８号
札幌市手稲区手稲本町１条１丁目４番39号　第２パレス106号
債務者　後藤　　武
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９５６号
札幌市中央区南12条西12丁目１番39―207号
債務者　駒野　友美
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９６２号
札幌市豊平区平岸３条11丁目３番２号　コーポ澤田８号
債務者　畠山由香利（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９７０号
札幌市西区山の手１条３丁目３番20号　ルネサンス山の手Ａ―101号
債務者　後藤　直子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２００２号
札幌市白石区菊水２条３丁目２番34号　第２コーポ智香３号
債務者　佐藤　芳則
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０１３号
北海道北広島市中央２丁目８番地25　ベルテ北広島501号
債務者　池田　　隆
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５１号
山形県酒田市駅東２丁目18番地の14　シェラトン・サウス2203号、前住所山形県寒河江市大字柴橋3376番地　チェリーハイツ202
債務者　東根　敏之
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第５２号
山形県酒田市高砂３丁目９番34号
債務者　小山　　忍
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第５３号
山形県東田川郡庄内町狩川字東興野73番地１
債務者　石川　千秋
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第１６０号
群馬県邑楽郡大泉町西小泉１丁目19番８号　ハイツいずみ104号
債務者　森田　悦子（旧姓篠原）
1　決定年月日時　平成23年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２２３号
群馬県安中市安中５丁目14番14号　遠丸団地46Ｅ棟128号
債務者　上原　三浦
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部